

重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令の概要

趣 旨

第196回国会（常会）で成立した「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第42号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、（1）所有者等による保存活用計画の認定の申請、（2）市町村による文化財保存活用地域計画の認定の申請、（3）文化財保存活用支援団体の指定等に関して、必要な事項を定めるもの。

概 要

1. 保存活用計画の認定の申請

（1）保存活用計画の認定の申請に関する事項（第1条及び第2条等関係）

保存活用計画の認定の申請は、文化庁長官への申請書の提出によって行うこととし、申請書の様式及び添付書類を定める。

（2）保存活用計画の記載事項（第3条等関係）

文化財類型に応じ、保存活用計画に記載すべき事項を定める。

【重要文化財保存活用計画の場合】

- ①保存活用計画の名称、②重要文化財の員数、③重要文化財の指定年月日及び指定書の記号番号、④重要文化財の所有者の氏名又は名称及び住所、⑤管理責任者の氏名又は名称及び住所、⑥管理団体の名称及び事務所の所在地 等

（現状変更等に関する事項を記載する場合）

- ①現状変更等を必要とする理由、②現状変更等の内容及び実施の方法、③所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに終了後復すべき所在の場所及び時期、④現状変更等の着手及び終了の予定時期

（修理に関する事項を記載する場合）

- ①修理を必要とする理由、②修理の内容及び方法、③所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに終了後復すべき所在の場所及びその時期、④修理の着手及び終了の予定時期

（重要文化財（建造物を除く）の公開を目的とする寄託契約に関する事項を記載する場合）

- ①公開及び保管の計画に関する事項、②公開を目的とする寄託契約の契約期間、③寄託先美術館の設置者の氏名、名称及び所在地

（3）保存活用計画の認定基準（第4条等関係）

保存活用計画に記載された内容及び文化財類型に応じ、保存活用計画の認定基準を定める。

【重要文化財保存活用計画の場合】

（現状変更等や修理に関する事項を記載する場合）

- ①内容及び実施の方法が明らかであること、②重要文化財の滅失又は毀損のおそれがないこと、③重要文化財の価値を著しく減じるおそれがないこと

（重要文化財（建造物を除く）の公開を目的とする寄託契約に関する事項を記載する場合）

- ①寄託を受けた重要文化財を適切に公開する旨の定めがあること、②寄託契約が5年以上有効であること、③所有者が寄託契約の解約の申入れをすることができない旨の定めがあること

（4）認定を受けた保存活用計画の変更（第6条等関係）

認定を受けた保存活用計画の内容を変更する際に、文化庁長官の認定が必要なものを定める。

【重要文化財保存活用計画の場合】

- ①所有者又は所在の場所の変更、②計画期間の変更、③現状変更等に関する変更、④修理に関する変更、⑤公開を目的とする寄託契約に関する変更、⑥重要文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

（5）現状変更等の許可の特例（第7条及び第8条等関係）

認定を受けた保存活用計画に記載した現状変更等や修理が終了した後、文化庁長官に提出する届出書の様式及び添付書類を定める。

2. 文化財保存活用地域計画の認定の申請

(1) 文化財保存活用地域計画の認定の申請に関する事項（第53条関係）
文化財保存活用地域計画の認定の申請は、文化庁長官への申請書の提出によって行うこととし、申請書の様式及び添付書類を定める。

(2) 文化財保存活用地域計画の記載事項（第54条関係）
文化財保存活用地域計画に記載すべき事項を定める。

- ①文化財保存活用地域計画の名称
- ②文化財保存活用地域計画に係る事務の実施体制
- ③文化財保存活用地域計画の実施に当たって、文化庁長官の権限に属する事務のうち、市町村の教育委員会が行うこととするものがある場合には、当該事務の内容 等

(3) 認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（第55条関係）
認定を受けた文化財保存活用地域計画の内容を変更する際に、文化庁長官の認定が必要なものを定める。

- ①計画期間の変更
- ②市町村の区域内の文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ③文化財保存活用地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

(4) 文化財の登録の提案（第56条関係）

文化財保存活用地域計画の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）の教育委員会が、登録文化財に登録することが適当であると思料する域内の文化財について登録の提案を行う際に、文部科学大臣に提出する提案書の記載事項及び添付書類を定める。

【提案書への記載事項】

- ①提案する文化財の名称
- ②提案する文化財の員数
- ③提案する文化財の所在の場所又は所在地
- ④提案する文化財の所有者の氏名又は名称及び住所
- ⑤提案する文化財が建造物であるときは、その構造、形式及び大きさ並びに建設年代又は時代
- ⑥提案する文化財が建造物以外の有形文化財であるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴
- ⑦提案の理由
- ⑧提案する文化財が該当すると思料する登録基準並びにそれを示す文化財の特徴及び評価 等

3. 文化財保存活用支援団体の指定

(1) 文化財保存活用支援団体として指定することができる法人に準ずる団体（第57条関係）
市町村の教育委員会が、文化財保存活用支援団体として指定することができる法人に準ずる団体として、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他団体の組織及び運営に関する規約等を有しているものを定める。

(2) 文化財保存活用支援団体による文化財の登録の提案の要請（第58条関係）
文化財保存活用支援団体が、認定市町村の教育委員会に対し文化財の登録の提案をするよう要請する際に、認定市町村の教育委員会に提出する書類の記載事項を定める。

- ①登録の提案を要請する文化財の名称
- ②登録の提案を要請する文化財の員数
- ③登録の提案を要請する文化財の所在の場所又は所在地
- ④登録の提案を要請する文化財の所有者の氏名又は名称及び住所
- ⑤提案の要請の理由 等

4. 施行期日

平成31年4月1日（改正法の施行の日）